

平成 26 年 5 月 21 日

会社名:スターティア株式会社

代表者名:代表取締役社長 兼 最高経営責任者 本郷 秀之

(コード番号 3393 東証第一部)

問合せ先:取締役 兼 常務執行役員

経営企画室長 後久 正明

(TEL: 03-5339-2162)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成26年5月20日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成26年6月17日開催予定の当社第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

- 1. 定款の一部変更の趣旨および目的
- (1) 当社事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)につきまして、変更を行うものであります。
- (2) 株主の皆様への利益配分の機会を充実させるための四半期配当制度の導入並びに経営環境の変化に対応した機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことを可能とするための規定を追加するものであります。本定款変更案により、定款変更案記載の通り第40条(剰余金の配当等の決定機関)、第41条(剰余金の配当の基準日)を新設し、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)を削除するものであります。
- (3) 上記のほか、必要な規定の条数の変更を行うものであります。
- 2.変更の内容変更の内容は別紙のとおりであります。
- 3. 効力発生日 平成26年6月17日(当社第19期定時株主総会開催予定日)

行 定 現 第1条 第1条 (省略) (現行のとおり) (目的) (目的) 第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とす 第2条 当会社は、次の事業を営む事を目的とす 1. 市外電話加入者に対する通信提供サービ 1. 市外電話加入者に対する通信提供サービ 2. 第二種電気通信事業関連の通信提供サー 2. 第二種電気通信事業関連の通信提供サー ビス ビス 3. 電話による事務連絡の取次サービス業 3. 電話による事務連絡の取次サービス業 4. 電話による情報提供サービス 4. 電話による情報提供サービス 5. 市外電話通信回線利用加入者の募集及び 5. 市外電話通信回線利用加入者の募集及び その利用権販売促進に関する代理店業 その利用権販売促進に関する代理店業 6. 国際電話サービス利用に関する代理店業 6. 国際電話サービス利用に関する代理店業 務 7. コンピューターによる計算業務の受託並 7. コンピューターによる計算業務の受託並 びにシステム運営管理の受託 びにシステム運営管理の受託 8. コンピューターのシステム開発及びソフ トウェア開発と販売並びにコンサルティ (削除) ング業務 9. 生産、販売、財務等経営に関するコンサ 8. 生産、販売、財務等経営に関するコンサ ルティング ルティング 10. コンピューター機器の販売及びサポート 9. コンピューター機器の販売及びサポート 業務 業務 11. 事務機器及び通信機器の販売と賃貸並び 10. 事務機器及び通信機器の販売と賃貸並び に製造 に製造 11. 事務機器等の販売の仲介・斡旋 (新設) 12. 電話加入権の売買 12. 電話加入権の売買 13. 広告代理店業務 (削除 14. 情報を中心とする出版 削 除) 15. 宅地建物取引業 13. 宅地建物取引業 16. 内装仕上工事業 14. 内装仕上工事業 <u>15</u>. 電気通信工事業 17. 電気通信工事業 16. 電気工事業 18. 電気工事業 <u>19</u>. インテリア用品の販売 21. 建築工事業 19. 建築工事業 22. 有料職業紹介業 20. 有料職業紹介業 23. 一般労働者派遣業 21. 一般労働者派遣業 24. 建具工事業 22. 建具工事業 <u>25</u>. 第一種貨物利用運送業務 23. 第一種貨物利用運送業務 26. 損害保険代理店業 24. 損害保険代理店業 27. 生命保険の募集に関する業務 28. 支払事務代行業務及び請求事務代行業務 <u>26</u>. 支払事務代行業務及び請求事務代行業務 27. LED照明等環境関連機器並びにその周 辺機器・部品の販売、施工、保守及び賃 (新設) (新設) 自然冷媒を用いた冷蔵冷凍装置の販売 施工、保守及び賃貸 29. 有価証券の運用、投資、売買保有 30. 各種金融商品の企画、開発、販売 新 設 新 設 31. 投資業並びに投資顧問業 新 設 32. 国内外投資先の斡旋、仲介業務 新 設) 設 新 33. ホームページの製作及び販売) 34. アプリケーションの開発及び 新 設 35. 書籍の出版 新 設 36. 電子書籍の出版及び販売 新 設 37. 広告の企画・制作及び広告代理店業務 38. 各種コンサルティング業務 新 設 新 設 29. 前各号に附帯する一切の業務 39. 前各号に附帯する一切の業務

第3条 (省略)

(省略) 第6条

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定に 基づき、取締役会の決議によって、市場 取引等により自己の株式を取得することができる。

(省略) 第<u>8</u>条

第40条 (省略)

(期末配当金)

当会社は、株主総会の決議によって、 年3月31日の最終の株主名簿に記載又 は記録された株主又は登録株式質権者に 対し、金銭による剰余金の配当(以下「期 末配当金」という。)を支払う。

(中間配当金) 第42条 当会社は、 取締役会の決議によって、 年9月30日の最終の株主名簿に記載又は 記録された株主又は登録株式に対し、 社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下中間配当金という。)をするこ とができる。

(期末配当金等の除斥期間)

- 期末配当金及び中間配当金が、その支払 開始の日から満3年を経過してもなお受 領されない時は、当会社はその支払の義 務を免れる。
 - 2 未払の<u>期末配当金及び中間配</u>当金には利 息はつけない。

第3条 (現行のとおり)

第6条 (現行のとおり)

(削除 第40条に新設)

第<u>7</u>条 (現行のとおり)

第39条 (現行のとおり)

(剰余金の配当等の決定機関)

第40条 当会社は、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって、会社法第459条第 1項各号に掲げる事項を定める。

<u>(剰余金の配当の基準日)</u> 第41条 当会社の剰余金の配当の基準日は、 6月30日、9月30日、12月31日及び3月 31日とする。剰余金の配当は基準日にお ける最終の株主名簿に記載又は記録され た株主又は登録株式質権者に対して支払

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第<u>42</u>条 <u>剰余金の配当</u>が、その支払開始の日から 満3年を経過してもなお受領されない時 は、当会社はその支払の義務を免れる。
 - 2 未払の剰余金の配当には利息はつけな